

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 S B S ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 鎌 田 正 彦
(コード番号：2384)
問い合わせ先 常 務 取 締 役 入 山 賢 一
電 話 番 号 0 3 - 3 8 2 9 - 2 2 2 2 (代表)

内部統制の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関し、下記のとおり内部統制の体制整備に関する方針を決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

<内部統制基本方針>

当社は、SBSグループの中核である持株会社（ホールディング・カンパニー）として、当社は勿論のことSBSグループ全体の経営の効率性、健全性、透明性を確保し、企業価値の継続的な向上と社会から信頼される会社を実現するため、グループ全体にコーポレート・ガバナンス体制を実現する。

SBSグループは、当社の企業理念に則り、当社を含めたグループ各社が法令や各社の社内規則を遵守するとともに、「SBSグループ行動憲章」に沿って活動し、活力あふれる活動を通じて株主価値の増大と社会に貢献することを目指す。

<行動憲章>

企業の社会的使命を果たすために、法令遵守はもとより社会の構成員に求められる社会規範や倫理に従い、公正で透明度の高い経営体制により事業展開をしていく上で、一人ひとりが守るべき行動基準として「SBSグループ行動憲章」を制定いたしました。

そして、SBSグループ各社の役員・従業員は、この行動憲章を規範として、法令を遵守し倫理に基づき良識ある行動をすることを宣言します。

「SBSグループ行動憲章」は、SBSホールディングスおよびグループ各社の役員・従業員ならびに各社と雇用関係にある者を対象とします。

【経営理念】

- ・ われわれの提案するサービスによって、お客様に喜ばれ、株主に喜ばれ、そして社員の幸せにつながる会社を目指す。
- ・ 企業の永遠の繁栄は、人を大事にすることにある。みなが生き生きと働くことが繁栄をもたらす。
- ・ 社会的責任なくして企業の発展はあり得ない。
社会と共に生き、人々に喜ばれ、広く内外社会の発展に貢献する。

【行動基準】

1 コーポレート・ガバナンスの推進

- 私たちは、株主や社会に対して積極的な情報開示を行い、経営の透明度を高めま
- す。
- 私たちは、経営の改善などにかかわる提案を尊重し、株主や社会に対してオー
- プンな経営を目指します。

2 お客様第一主義

- 私たちは、「お客様第一主義」の視点にたつて、常にお客様の立場で考え誠実に行
- 動します。
- 私たちは、思考と行動の絶え間ない革新に挑戦し、お客様の期待に応えるサー
- ビスを提供します。

3 公正で透明性のある企業活動

- 私たちは、法令・規約や社会常識に基づいた、公正で透明性のある企業活動を行
- います。
- 私たちは、反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨みます。

4 社会貢献と環境への配慮

- 私たちは、「良き企業市民」としての責任を自覚し、企業活動を通して積極的に社
- 会に貢献します。
- 私たちは、地球市民として環境問題に心を配り、健全な地球環境を子孫に継承し
- ます。

5 法令・規程の遵守

- 私たちは、すべての法令を守り、社会的規範にてらしてお客様に非難を受けるこ
- とのないよう誠実に行動します。
- 私たちは、企業の一員として責任をもって自分の職務を果たすとともに、業務を
- 遂行するうえで守るべき規程・ルールやマナーはしっかりと守ります。

6 働きがいのある職場づくり

- 私たちは、創造性・主体性をお互いに尊重し合い、礼儀正しく自由で風通しのよ
- い企業風土を醸成します。
- 私たちは、安全で働きやすい職場環境を確保するために相互の協調と職場での意
- 思疎通を大切にします。

<内部統制の体制整備に関する方針>

1. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① S B S ホールディングスの役割

当社およびグループ全体に共通するコーポレート・ガバナンスの方針や、規程・マニユアルを作成するとともに、グループ各社間のバランス調整、実行状況の監査などを行うことにより、グループ全体の適切なコーポレート・ガバナンスを実現する。

② 子会社および関係会社の役割

S B S ホールディングスの方針、規程、マニユアルに従い、各社の置かれた事情を勘案して、適切なコーポレート・ガバナンスを実現する。

2. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、コンプライアンス体制にかかわる規定を定め、取締役および使用人に法令・定款の遵守を徹底するとともに、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築および維持・向上を推進する。
- ②取締役会は、「SBSグループ行動憲章」、その他「取締役会規程」をはじめとする社内諸規程を定め、取締役、従業員の行動や意思決定が、法令および定款に適合し、企業価値の永続的な向上に努めるものとする。
- ③内部監査を担当する監査室は、監査役と共同して、取締役、従業員、子会社・関係会社の業務監査にあたるものとする。そして、業務監査の都度、重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、当社の代表取締役および当該会社の代表取締役に対し適切な対策を講ずるよう勧告する。なお、事実関係の確認を要する場合、または緊急の事案に対しては、コンプライアンス委員会へ事実関係の調査勧告や監査役会に緊急の取締役会の招集等を提案する等、適切な対応を講ずるものとする。
- ④監査役は、監査役会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、業務執行状況の調査などを通じ、取締役の業務執行の監査を行う。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役は、「取締役会規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」をはじめとする社内諸規程に基づく意思決定のルールにより適正かつ効率的な職務執行が行われる体制をとる。
- ②事業計画は、每期当初に子会社および関係会社各社と協議の上で策定し、その目的達成度を確認・評価するとともに、共同して阻害要因を排除する努力をするシステムを構築する。また、月次においては、定例の取締役会において予実報告を行い、その計画の進捗を併せて評価し、緊急の対応や環境の変化に即座に対応できる体制を敷く。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役その他の職務の執行に係わる情報は、「文書管理規程」に基づき保管され、取締役、監査役、その他の使用人から業務上必要な閲覧の申請があったときには、常時閲覧できる体制とする。なお、保管スペースの関係で直ぐに閲覧できないときは、可及的速やかに閲覧できる体制とする。
- ②保存年限は、「文書管理規程」において定められているが、少なくとも法令により定められた保存年限がある文書については、それ以上の保存期限を定め、取締役等の職務の執行に遺漏のないようにする。

5. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①会社にとって最大のリスクである事業リスクについては、持ち株会社であるSBSホールディングスにおいては「職務権限規程」において定められた権限による決裁によることとし、のみならず子会社および関係会社についても重要な意思決定について、「関係会社管理規程」に基づき、必ず当社の取締役会に上程審議され、必要に応じて経過が報告されることとする。

②大規模災害や子会社における重大な事故でグループ全体に影響を及ぼす事例が発生した場合に備えて、「重大リスク管理規程」を定め、SBSホールディングスの総務部がこれを統括することとする。

「重大リスク管理規程」に定めた事案が発生した場合には、各社とも直ちにSBSホールディングスのリスク管理担当部長（総務部長）に通報し、管理担当部長は、重大な事案に関しては社長を本部長とする緊急対策本部の設置を行いその対応にあたる。

③なお、自動車事故や車両の管理は、物流事業が中心の当グループにとって共通のリスクである。これについては個別リスクとせず、SBSホールディングスにおいて自動車管理に関する規程を設け、グループ全体を管理するものとする。

④業務上において発生する個別のリスク（安全、環境、与信、品質、防災・・・）については、SBSホールディングスを含む各社で、自社に最適の管理に努めるものとし、それぞれのリスクの分類に応じて管理規程、ガイドラインなどの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布などを行うものとする。ただし、このようなリスク管理のツールを制定できる規模にない会社は、SBSホールディングスの規程を準用して運用する。

⑤なお、当社は子会社のこうしたリスク管理および業務の統制を図るため、SBSホールディングスの監査規程に準じグループ会社の業務監査を行うこととする。

6. 監査役の業務を円滑化する体制

①監査役の職務を補助する必要がある生じかつ監査役より要求があった場合は、監査室がその補助を行うことで業務の円滑化を図る。なお、同部署の担当者の評価、任免・異動などに関しては、監査役の意見を聞き、それを可能な限り尊重する。

②代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換する。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

①取締役および使用人は、監査役に対して法令に違反する事実、または会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときは、当該事実に関する事項を速やかに監査役に報告する。

②取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。

③監査役は、必要に応じ重要な会議に出席することができる。業務に差しさわりのない限り各種の会議議事録、その他の文書を閲覧することができる。

④監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、緊密な連携を保つとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

以 上